

2021年度 一般会計補正予算（第8号）の概要

1 生活困窮者自立支援金の支給

18,289 千円

社会福祉課

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金のさらなる貸付を利用できない生活困窮世帯の自立支援につなげるため、支援金を支給する。

単身世帯：6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯：10万円 ※月額

2 酒類提供制限で影響を受ける事業者への支援

10,800 千円

環境経済課

酒類等を提供する飲食店等の休業、営業時間時短等により直接的に深刻な影響を受ける酒類販売事業者、自動車運転代行業者に対して給付金を支給し、事業継続を支援する。

法人：30万円、個人15万円 ※1回限りの給付

《財源内訳》

国庫補助金	18,289 千円
財政調整基金	10,800 千円

追加提案日 2021年6月17日（木）※一般質問最終日

No. 1	事業名	生活困窮者自立支援金の支給	補正 予算額	18,289 千円
-------	-----	---------------	-----------	-----------

1 事業目的、趣旨等

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了した、再貸付について不承認とされたとの事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯が存在する。こうした世帯の自立支援につなげるため、支援金を支給する。

2 事業概要

(1) 内容

対象者	総合支援資金の特例貸付を利用できない世帯(※)で、以下の3つの要件を満たす世帯約60件 ※借入額が限度額に達している世帯や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。			
	ア 収入要件 ①市民税均等割非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと			
	(単位：円)	単身世帯	2人世帯	3人世帯
	①	78,000	115,000	139,000
	②	32,300	39,000	42,000
	① + ②	110,300	154,000	181,000
	イ 資産要件 世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の①の6か月分を超えないこと(ただし、100万円を超えないこと)			
	ウ 求職活動等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと			
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと 			
給付額	世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
	支給額(月額)	6万円	8万円	10万円
支給期間	7月以降の申請月から3か月 ※申請受付は、2021年7月1日(木)から予定(申請期限は8月末)			

(2) 事業期間

2021年7月～11月

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 全体事業費(補助率)

18,289千円(国庫補助金10/10)

担当課名 【社会福祉課】(内線3001)

No. 2	事業名	酒類提供制限で影響を受ける事業者への支援	補正 予算額	10,800 千円
-------	-----	----------------------	-----------	-----------

1 事業目的、趣旨等

～酒類提供制限で影響を受ける事業者への支援～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置として、酒類等を提供する飲食店等に休業、営業時間短縮等の要請がなされている。

これらの休業、時短等により直接的に深刻な影響を受ける酒類販売事業者、自動車運転代行業者に対して給付金を支給し、事業継続を支援する。

2 事業概要

(1) 内 容

酒類販売事業者等事業継続支援給付金の支給。

ア 対象者

(ア) 市内の飲食店等と直接取引のある酒類販売事業者

※市内に事業所を置く事業者

(イ) 兵庫県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者

※市内に主たる事業所を置く事業者

イ 要件

2021年5月又は6月の月間売上が、前年又は前々年度同月比50%以上減少していること（国の「月次支援金」の対象となっていること）。

ウ 給付金額

法人：定額30万円 個人：定額15万円 ※月次ではなく、1回限りの給付

(2) 事業期間

2021年度

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 今後のスケジュール

2021年7月上旬申請受付開始

(5) 全体事業費

10,800千円

(内訳)

酒類販売事業者 9,000千円

自動車運転代行業者 1,800千円

担当課名【環境経済課】(内線2009)